

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 島根県雲南市 企業

乙 米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、甲に損害賠償金43,200円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成28年9月20日

(2) 事故発生場所

米子市米原五丁目地内

(3) 事故の状況

一般県道両三柳西福原線の街路樹が根の腐食により倒れ、和解の相手方乙が所有し、
和解の相手方甲が賃借する店舗に当たり、同店舗が破損したものである。